

中空知広域水道企業団告示第43号

中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成30年9月27日

中空知広域水道企業団  
企業長 前田 康吉

記

中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等における公正性、透明性を高めるため、中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年中空知広域水道企業団条例第7号）に基づき、職員の任用、給与、勤務条件その他の状況について概要を公表します。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

試験実施日	受験者数	試験科目
第1次 平成29年11月12日	2人（技術職2人）	専門試験、性格検査、小論文
第2次 平成29年12月9日	1人（技術職1人）	面接
最終合格者	1人（技術職1人）	

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

ア 採用の状況

(平成30年4月1日現在)

(単位：人)

区分	合計	競争試験	選考	再任用
事務系				
技術系	1	1		
合計	1	1		

イ 退職等の状況

(平成29年度)

(単位：人)

区分	合計	定年		勸奨		普通	その他					
		勤務 延長後		定年前 希望			分限	懲戒	失職	死亡	再任用 後離職	
事務系												
技術系	1					1						
合計	1					1						

注 派遣職員は派遣元で退職となることから除いています。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減
	平成29年度	平成30年度		
事務系	12	13	1	派遣職員1
技術系	13	12	△1	派遣職員△1、企業団採用職員△1、新規採用1
合計	25	25	0	

イ 年齢別職員構成の状況

(平成30年4月1日現在)

(単位：人、%)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
	人数	0	2	1	1	0	2	4	4	7	0	3	1
構成比	0.0	8.0	4.0	4.0	0.0	8.0	16.0	16.0	28.0	0.0	12.0	4.0	100.0

3 職員の人事評価の状況

人事評価の状況

地方公務員法第23条の2第1項及び中空知広域水道企業団の企業職員の人事評価及び自己申告に関する規程に基づき人事評価を行っています。

平成29年度においては、上期22人、下期20人を対象に人事評価を実施しました。

4 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況

(平成28年度決算)

(税込)

水道事業費用 A	給与費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の給与費比率
1,632,389千円	117,866千円	7.2%	6.9%

注 建設改良費に係る分は含んでいません。

イ 職員給与費の状況

(平成30年度予算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25人	97,239千円	24,178千円	39,228千円	160,645千円	6,426千円

注 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成30年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
44歳7月	322,416円	384,198円

注1 「平均給料月額」は、平成30年4月1日現在における基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

イ 職員の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	
一般行政職	大 学 卒	179,200円
	短 大 卒	159,800円
	高 校 卒	147,100円

(3) 級別職員数等の状況

(平成30年4月1日現在)

(単位：人、%)

区分	標準的な職務内容	職 員 数		構成比
		構成団体別	計	
1級	主事、技師、事務補及び技術補の職務	企3	3	12.0
2級	主任級主事及び主任級技師の職務	企1	1	4.0
3級	主査、主任、主任主事及び主任技師の職務	歌2 奈1 企3	6	24.0
4級	上級の主査の職務	滝2 砂1 歌1 奈1 企1	6	24.0
5級	副主幹の職務	滝2 砂3 奈1	6	24.0
6級	課長、主幹の職務	滝2	2	8.0
7級	局長の職務	滝1	1	4.0
合 計		滝7 砂4 歌3 奈3 企8	25	100.0

注1 滝：滝川市、砂：砂川市、歌：歌志内市、奈：奈井江町、企：企業団採用職員

2 派遣職員については、派遣元の級別職務分類表をしています。

3 各営業所長は人数に含まれていません。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

(平成29年度)

区 分	中空知広域水道企業団		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.60月分	1.80月分	2.60月分	1.80月分
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置	有		有	

イ 特殊勤務手当

(平成30年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収業務手当	従事した職員	外勤をして水道料金の徴収督促業務に従事したとき	日額 250円
有毒物取扱手当	有毒物を取り扱う職員	有毒物を取り扱う業務に従事したとき	月額2,600円

ウ 時間外勤務手当

区 分	平成28年度決算
支給実績	3,894千円
職員1人当たり平均支給年額	169千円

エ その他の手当

(平成29年3月31日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度	平成28年度決算	
			支給実績	支給職員一人当たりの平均支給額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者10,000円 ほか	同	3,857千円	168千円
住居手当	借家、借間等及び持家に居住する職員に支給 限度27,000円	異	3,425千円	149千円
通勤手当	通勤距離片道2Km以上の職員に支給 限度55,000円	同	1,234千円	54千円
管理職手当	管理・監督の地位の職員に支給 給料の9～16%	異	2,957千円	129千円
寒冷地手当	毎年11月～3月までの各月の初日に在席している職員に支給 1級地 26,380円 ほか	同	2,350千円	102千円

注 派遣職員については、派遣元の一般職員の例によります。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

(平成30年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	日、土曜日

(2) その他の勤務条件の状況

ア 休暇の概要

(平成30年4月1日現在)

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	1年につき20日間	有給
病気休暇	負傷や疾病のため療養する必要がある、勤務が困難な場合、引き続き90日以内（高血圧症等の場合180日以内、結核性疾患の場合1年6月以内）	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合、特に承認を与える期間	有給
介護休暇	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合、連続する6月の期間内	無給

イ 職員の年次有給休暇の取得状況

(平成29年度)

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数B/C	消化率 B/A
500日	173日	25人	6.9日	34.6%

注1 派遣職員については、派遣元の一般職員の例による期間になります。

2 総付与日数には前年の繰越日数は除いています。

ウ 育児休業等の利用状況

(平成29年度)

(単位：人)

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
		うち新規		うち新規		育児休業	部分休業
計							
うち女性							
うち男性							

注 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

(平成29年度)

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降級	合計
勤務成績がよくない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
合 計					

### (2) 懲戒処分の状況

(平成29年度)

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
合 計					

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のことに従事したり、勤務時間中注意力を職務外のことに逸らしたりすることのないようにして、職務のみに従事しなければなりません。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除されます。

(条例に定める事由)

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ 前2号に規定する場合を除くほか、企業長が定める場合

平成29年度においては、承認件数は29件でした。

### (2) 営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むことその他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

許可の基準としては、その職員の占める職と、当該営利事業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他の精神に反しない場合のほかはこれを許可しないこととしています。

平成29年度においては、営利企業等への従事についての事案はありません。

## 8 職員の退職管理の状況

### 退職管理の状況

地方公務員法では、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しており、また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けてられています。当企業団においては、これらの規定に基づき退職管理の適正化に努めています。

## 9 職員の研修の状況

### 研修の状況

職員の行政遂行の能力の向上等を図るため、平成29年度は次のとおり研修に参加しています。

区 分	研 修 内 容	受講者数
日本水道協会北海道支部	水道配管技術研修会 ほか	5人
全国水道企業団協議会北海道支部	調査研究会	2人
北海道等	水道技術管理者研修会 ほか	2人
	地方公営企業財務会計研修会 ほか	15人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福祉の状況

#### ア 職員の健康管理

職員の健康状態を把握し、生活習慣病、結核及び職業病等の健康障害を早期に発見するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、事業主に義務づけられている定期健康診断や生活習慣病健診を実施しています。

（健康診断の内容）

区 分	主 な 内 容
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、心電図検査、血液生化学検査 等
生活習慣病健診	胃検査、大腸検診、婦人検診、総合健診

平成29年度においては、24名が受診しました。

#### イ その他の福利厚生

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、北海道市町村職員共済組合が運用・実施しています。

その他の福利厚生制度として、当企業団では単独で福利厚生事業を行っていませんが、構成市町の職員のための任意の互助組織に加入する中で、職員に対する事業を実施しています。

### (2) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）によって具体的に定められています。

当企業団は、地方公務員災害補償基北海道支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

平成29年度においては、公務災害又は通勤災害ともに該当はありません。

### （3）利益の保護の状況

地方公務員法には、職員の権利を保護するための制度として、審査請求制度（同法第49条の2）が規定されています。

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には、審査請求をすることができます。

平成29年度においては、不利益処分に関する審査請求はありません。